

京都府住宅審議会規則第7条第1項に規定する部会の新設について（案）

今回の諮問（資料1-7）については、京都府住宅審議会規則第7条第1項の規定により下記のとおり部会を新設し、京都府住宅審議会運営要綱第6条の規定により部会に付議の上、部会において集中的に調査審議を行うこととしたい。

記

1 京都府の住宅政策に関する部会の新設

名 称	基本政策部会
設置目的	住生活基本法（平成18年法律第61号）第17条第1項に規定する計画及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第5条第1項に規定する計画の策定及び変更にあたり、京都府（以下「府」という。）の住宅政策に係る課題及び方向性等に関する事項について調査審議を行う。
調査審議事項	1 府の住宅政策をめぐる状況の分析及び課題の整理に関すること。 2 府の住宅政策の方向性及び施策の基本的な方針に関すること。 3 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進及び円滑な入居に関すること。
設置期間	令和3年3月31日までの間で、調査審議が終了するまでの間*

※ 今回の京都府住生活基本計画の見直し等に係る審議会での調査審議については令和3年度までを予定していることから、必要に応じ延長

2 京都府住宅審議会の構成

